

令和 7 年度 当初予算案等説明資料

1. 港湾空港局所管予算案

(1) 総括	1	～	2
(2) 重要施策の概要	3	～	9
(3) 款項目別説明資料			
ア. 一般会計（歳入）	1 1	～	2 0
イ. 一般会計（歳出）	2 1	～	3 4
ウ. 一般会計（債務負担行為）	3 5	～	3 6
エ. 港湾整備事業特別会計（歳入）	3 7	～	4 2
オ. 港湾整備事業特別会計（歳出）	4 3	～	4 8
カ. 港湾整備事業特別会計（債務負担行為）	4 9	～	5 0
キ. 市営渡船事業特別会計（歳入）	5 1	～	5 4
ク. 市営渡船事業特別会計（歳出）	5 5	～	5 8
ケ. 市営渡船事業特別会計（債務負担行為）	5 9	～	6 0
(参考1) 港湾空港局予算額の推移	6 1	～	6 2
(参考2) 港湾空港局所管基金の状況	6 3		
(参考3) 港湾整備事業特別会計事業別起債残高	6 4		

2. 条例案

議案第79号 博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案	6 6	～	8 2
-------------------------------	-----	---	-----

3. 令和7年度組織編成案

令和7年度組織編成案	8 3
------------	-----

港 湾 空 港 局

1. 港湾空港局所管予算案

(1) 総括

区 分	令和7年度 予算額 (A)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源
			国県支出金	地方債	その他		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計	5,650,515	10,163,130	769,460	2,926,000	1,955,055	—	4,512,615
港湾整備 事業 特別会計	16,763,314	16,763,314	234,400	166,000	364,875	15,998,039	—
市営渡船 事業 特別会計	1,817,462	1,817,462	181,588	193,000	52,893	1,389,981 内一般会計繰入金 996,000	—
局 計	24,231,291	28,743,906	1,185,448	3,285,000	2,372,823	17,388,020	4,512,615

区 分	令 和 6 年 度 予 算 額 (B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	千円 6,331,052	千円 10,811,544	千円 671,936	千円 3,581,000	千円 2,078,116	千円 —	千円 4,480,492
港湾整備 事業 特別会計	29,384,645	29,384,645	58,170	5,912,000	321,682	23,092,793	—
市営渡船 事業 特別会計	1,553,385	1,553,385	199,847	8,000	53,092	1,292,446 〔内一般会計繰入金 912,903〕	—
局 計	37,269,082	41,749,574	929,953	9,501,000	2,452,890	24,385,239	4,480,492

(差引増減)

(△印 減)

区 分	差引増減 (令和7年度予算額:A) — (令和6年度予算額:B)						
	歳 入	歳 出 (対前年度伸率)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	千円 △ 680,537	千円 △ 648,414 (△ 6.0%)	千円 97,524	千円 △ 655,000	千円 △ 123,061	千円 —	千円 32,123
港湾整備 事業 特別会計	△ 12,621,331	△ 12,621,331 (△ 43.0%)	176,230	△ 5,746,000	43,193	△ 7,094,754	—
市営渡船 事業 特別会計	264,077	264,077 (17.0%)	△ 18,259	185,000	△ 199	97,535 〔内一般会計繰入金 83,097〕	—
局 計	△ 13,037,791	△ 13,005,668 (△ 31.2%)	255,495	△ 6,216,000	△ 80,067	△ 6,997,219	32,123

(2) 重要施策の概要

()内は前年度予算額

1. 成長を牽引する物流・人流のみなとづくり		6,731,912	千円
	(	7,410,229	千円)

成長著しいアジアに近接し、今後さらにモノ・ヒトの交流が活発になる博多港について、多様な航路の維持・拡大を進めるとともに、博多湾の豊かな環境の保全・創造に取り組みながら、港湾機能の強化や利便性の向上を図り、アジア・世界とのゲートウェイ機能を高める。

ア 博多港の機能強化		1,799,054	千円
	(	2,207,752	千円)

コンテナターミナルと一体となった国際物流拠点の形成を図るため、物流施設の集積に向けた基盤整備を進めるとともに、受変電施設の更新を行うなど、物流機能の強化に取り組む。

また、クルーズの誘致及び受入体制の確保を図るとともに、中央ふ頭における人流機能に係る検討を行う。

さらに、船舶航行の安全性の確保や施設の老朽化に対応するため、国直轄事業により、中央ふ頭地区の航路整備や箱崎ふ頭地区及び香椎パークポート地区の岸壁改良を行う。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
a. 物流機能の強化	千円		
コンテナヤード整備 ※資料P.1:⑥	323,430	・アイランドシティ コンテナヤード及び バンプールの整備 等	・香椎パークポートコンテナ ターミナル受変電施設の更新
改修事業	(再掲)	・臨海部物流拠点の形成に 向けた円滑な物流ネット ワークに資する 臨港道路等の整備	・臨港道路の整備 (歩道整備等)
b. 人流機能の強化			
中央ふ頭整備事業	10,000	・クルーズセンター整備 等	・人流機能に係る検討
クルーズ受入事業	180,399	・交通整理要員の配置 ・バス待機場の料金徴収 ・寄港情報の発信 等	・交通整理要員の配置 ・バス待機場の料金徴収 ・寄港情報の発信 等
クルーズ誘致事業	4,975	・クルーズ船社等訪問 ・海外コンベンション参加 ・福岡クルーズ会議開催 等	・クルーズ船社等訪問 ・海外コンベンション参加 ・市民向け啓発セミナー実施 等
c. 直轄工事費負担金			
直轄工事費負担金 ※資料P.2:⑧、⑨、⑩	1,280,250 <249,750>※	・船舶航行の安全性を確保 するための中央ふ頭地区 航路・泊地(-12m)の整備 等	・中央ふ頭地区 中央航路(-12m)整備 ・箱崎ふ頭地区 岸壁(-12m)改良 ・香椎パークポート地区 岸壁(-13m)改良

※令和7年2月補正予算にて前倒しで計上

イ 博多港の振興

(150,154 千円
129,924 千円)

国際港湾としての博多港の振興を図るため、国内外の荷主に対する集荷活動を行うとともに、アジア地域をはじめとしたコンテナ定期航路等の誘致を推進する。

また、博多港における輸出入コンテナの情報をリアルタイムに提供するなど、事業者の効率的な物流をサポートすることで、荷主等から選ばれる港づくりに取り組む。

さらに、博多港の役割について、理解促進を図るための市民広報等を行う。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
a. 博多港振興事業	千円 65,894	○航路誘致・集荷活動 ・国内外の荷主に対する集荷活動や船社に対する寄港提案等の実施 ・博多港振興セミナー等の開催 ○港湾物流の企画・推進 ・博多港物流トライアル推進事業等	○航路誘致・集荷活動 ・船社、荷主等の訪問 ・博多港振興セミナー等 ○港湾物流の企画・推進 ・博多港物流トライアル推進事業等
b. 博多港物流ITシステム	6,727	・「博多港物流ITシステム」の運用、保守及び海外主要港や荷主企業とのIT連携の拡大	・「博多港物流ITシステム」の運用、保守及びセキュリティ対策等
c. 博多港PR事業	77,533	・博多ポートタワー等の管理運営 ・博多港見学会、HP・SNS、パンフレット等による情報発信	・博多ポートタワー等の管理運営 ・博多港見学会、HP・SNS、パンフレット等による情報発信 ・博多ポートタワー展望室室内照明設備の増強等

ウ 環境の保全・創造

1,293,181 千円
(867,244 千円)

博多湾の豊かな自然を活かした環境保全創造の取組みを多様な主体と連携・共働して推進する。
また、東部海域のエコパークゾーンにおいて、水質・底質の改善等に取り組むとともに、良好な水辺環境を保全・創造するため、護岸の改良やアイランドシティはばたき公園の整備に引き続き取り組む。
さらに、博多港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた取組みを官民で連携して推進する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
a. 博多湾の環境保全創造事業	千円 42,248	・市民など多様な主体との共働による環境保全活動 ・エコパークゾーンにおける環境保全創造施策の検討 ・和白海域の環境改善に向けた調査・検討 ・「福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット制度」の創設・運用（令和2年度～） ・全国アマモサミット開催支援	・市民など多様な主体との共働による環境保全創造活動 ・「福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット制度」の運用 ・ブルーカーボン生態系の創出に向けたワカメ等海藻の藻場造成の実証実験 - 等
b. 港湾環境整備事業（シーブルー） ※資料P.5：⑮	30,000	・アマモの発芽・生育試験（平成21・22年度） ・アマモ場造成等（平成23年度～） ・底質改善（令和4年度～）	・アマモ場造成 ・底質改善
c. 港湾環境整備事業（緑地） ※資料P.1：①	102,000	・海上遊歩道及び外周緑地の整備（平成14年度～）	・アイランドシティ地区外周緑地の整備
d. 海岸整備事業 ※資料P.5：⑭	213,600	・和白地区護岸改良（令和元年度～）	・和白地区護岸改良
e. アイランドシティはばたき公園整備事業 ※資料P.1：③	547,230	・「野鳥観察の丘」供用開始（令和6年度～）	・築山、海沿いの園路の整備 ・ガイダンスセンターの整備に向けた検討 - 等
f. 博多港脱炭素化推進事業（カーボンニュートラルポート形成推進）	348,203	・博多港カーボンニュートラルポート形成計画の検討 ・コンテナターミナル等における照明のLED化 ・市有船舶等におけるバイオ燃料導入の実証実験 ・環境配慮型船舶に対するインセンティブ制度の導入等	・臨港道路や市営渡船旅客待合所等における照明のLED化 ・市営渡船における省エネ改良 ・清掃船におけるバイオ燃料の本格導入 ・博多港ベイサイドミュージアムにおける放射冷却塗料の実証 ・博多港カーボンニュートラルポート形成推進協議会の開催 - 等
g. 港湾緑地「みなと100年公園」への民間活力導入	9,900	・みなと緑地PPPの活用を前提としたリニューアル等に向けた調査・検討	・リニューアル等事業者公募の実施に関する検討・準備

エ アセットマネジメントの推進

(3,489,523 千円
4,205,309 千円)

港湾施設の機能確保や臨港地区の交通円滑化のため、老朽化した施設の補修・更新など、適切な維持管理を図る。

また、予防保全を踏まえた管理による施設の延命化や、ライフサイクルコストの縮減など、アセットマネジメントを推進する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
アセットマネジメントの推進 ※資料P.1 : ⑦ 資料P.3 : ⑪ 資料P.4 : ⑫、⑬	3,489,523	・港湾施設の日常的、緊急的な維持補修 ・港湾施設の補修・更新・点検・調査等 既存施設有効活用促進事業 <香椎パークポート地区> 香椎かもめ大橋補修 <箱崎ふ頭地区> 臨港道路改良 <博多ふ頭地区> 岸壁(-7.5m)補修 <中央ふ頭地区> 臨港道路 (びあトピアトンネル) 非常用発電設備改良 等 ・コンテナターミナル等における照明のLED化(再掲) ・海岸整備事業(再掲) <和白地区> 和白地区護岸改良 ・海岸施設の点検等	・港湾施設の日常的、緊急的な維持補修 ・港湾施設の補修・更新・点検・調査等 既存施設有効活用促進事業 <香椎パークポート地区> 香椎かもめ大橋補修 <箱崎ふ頭地区> 臨港道路改良 <博多ふ頭地区> 岸壁(-7.5m)補修 <中央ふ頭地区> 臨港道路(びあトピアトンネル) 非常用発電設備改良 ・臨港道路等における照明のLED化(再掲) ・海岸整備事業(再掲) <和白地区> 和白地区護岸改良 ・海岸施設の点検等

2. アイランドシティ整備推進

7,043,644 千円

(6,280,124 千円)

航路浚渫により発生する土砂等を有効活用して生まれたアイランドシティにおいて、福岡市の成長拠点となる「先進的モデル都市づくり」を進めるとともに、「国際競争力のある物流拠点の形成」を図り、九州・西日本の経済活動や市民生活を牽引する都市づくりを推進する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
a. 臨海土地整備事業等 ※資料P.1 : ②	千円 6,503,489	・「みなとづくりエリア」における臨海部物流拠点の形成に向けた土地造成、基盤整備等 ・「まちづくりエリア」における高質な居住環境や新しい産業集積拠点の形成に向けた土地造成、基盤整備等	・地盤改良 ・基盤整備(上下水道施設等整備) 等
b. 改修事業 ※資料P.1 : ⑤	134,000	・臨海部物流拠点の形成に向けた円滑な物流ネットワークに資する臨港道路等の整備(平成8年度～)	・臨港道路の整備(歩道整備等)
c. 港湾環境整備事業(緑地)	(再掲)	・海上遊歩道及び外周緑地の整備(平成14年度～)	・アイランドシティ地区外周緑地の整備
d. アイランドシティはばたき公園整備事業	(再掲)	・「野鳥観察の丘」供用開始(令和6年度～)	・築山、海沿いの園路の整備 ・ガイダンスセンターの整備に向けた検討 等
e. 住宅市街地総合整備事業 ※資料P.1 : ④	310,000	・「まちづくりエリア」における都市計画道路等の整備(平成15年度～)	・都市計画道路アイランド東1号線の整備
f. 環境モニタリング	13,080	・アイランドシティ整備事業が周辺地域の環境に影響を及ぼしていないかを把握するための環境モニタリング	・環境モニタリング
g. 一般単独事業等	83,075	・「みなとづくり・まちづくりエリア」における基盤整備(補助対象外道路整備) 等	・基盤整備(補助対象外道路整備) ・まちびらき20周年記念事業 等

3. 渡船事業の推進

1,654,528 千円

(1,425,024 千円)

安全な定期運航の確保と快適な輸送サービスの提供を図るとともに、渡船事業の経営の改善に努める。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の見込み
a. 渡船運航経費	千円 1,058,096	・ 市営渡船事業の運営 及び施設の管理、運航管理	・ 市営渡船事業の運営 及び施設の管理、運航管理
b. 渡船施設の整備等	596,432	・ 船舶及び旅客待合所の 整備等	・ 船舶の検査 ・ 姪浜第二立体駐車場改修 ・ 旅客待合所補修等 ・ 旅客待合所における 照明のLED化（再掲） ・ 「きんいん1」後継船の 設計・建造 等
c. 博多港脱炭素化推進 事業 (カーボンニュートラル ポート形成推進)	(一部再掲)	・ 市有船舶における バイオ燃料導入の実証実験	・ 市営渡船における省エネ改良

4. 空港周辺地域の整備と空港の利便性の向上 765,710 千円
(1,091,346 千円)

ア 騒音防止対策及び周辺整備等の推進 164,388 千円
(145,077 千円)

福岡空港と周辺地域の調和ある発展を目指したまちづくりを進めるため、関係者の理解と協力を得ながら、福岡空港の騒音防止対策や周辺整備等を国や空港運営会社等とともに推進する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
騒音防止対策及び 周辺整備等推進事業	164,388	・ 空港周辺地域における住宅や地域集会施設の防音工事等への助成 ・ 空港周辺移転跡地を有効活用した周辺整備の推進 ・ 空港周辺地域における航空機騒音測定 ・ 空港周辺地域におけるまちづくりの推進 等	・ 住宅騒音防止対策事業費助成 ・ 集会施設空調機能回復等事業費助成 ・ 広場施設等の整備等 ・ 騒音測定 ・ 空港周辺地域におけるまちづくり活動の支援・調整 等

イ 空港利活用・整備の促進 601,322 千円
(946,269 千円)

国内線、国際線ともに豊富な路線、便数を有する福岡空港の強みを活かし、空港運営会社等と連携して航空路線のさらなる充実強化や利用促進に取り組む。
また、福岡空港の滑走路・誘導路等の改良等を促進する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	7年度取組方針
a. 空港利活用関連促進事業	6,963	・ 「福岡空港利活用推進協議会」における事業の実施 ・ 航空路線の充実強化に向けた、航空会社や関係機関との協議・調整 ・ 空港運営会社とのパートナーシップ協定に基づいた協議・調整	・ 空港利用促進事業等の実施 ・ 航空路線の充実強化に向けた、航空会社や関係機関との協議・調整 ・ 空港運営会社との協議・調整
b. 空港整備の促進	594,359	・ 空港法に基づき、国が実施する空港の基本施設の整備に係る地方負担金の一部を負担 等	・ 誘導路や照明施設等の整備に係る地方負担金の一部を負担

余 白

(3) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A)－(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
				千円	千円	千円	%
48	17 分担金及び 負 担 金	1 負 担 金	8 港湾空港費 負 担 金	153,224	164,081	△ 10,857	△ 6.6
57 ・ 58	18 使用料及び 手 数 料	1 使 用 料	9 港 湾 空 港 使 用 料	1,637,045	1,777,545	△ 140,500	△ 7.9
65		3 収 入 証 紙 収 入	1 収 入 証 紙 収 入	1	1	—	—

()内は前年度予算額

説 明		
		千円
1. 港湾総務費負担金	91,400 (	108,498)
港湾総務費に対する港湾整備事業特別会計からの負担金		
2. 調査振興費負担金	39,344 (	39,971)
港湾の調査振興に対する港湾整備事業特別会計からの負担金		
3. 港湾改修費負担金	22,480 (	15,612)
港湾改修事業に対する港湾整備事業特別会計及び博多港開発株式会社からの負担金		
1. 道路占用料	123,665 (	123,631)
博多港港湾施設管理条例に基づく占用料		
2. 港湾施設使用料	879,065 (	945,319)
博多港港湾施設管理条例に基づく給水、可動橋、岸壁等港湾施設の使用料		
3. 入港料	148,260 (	147,808)
博多港入港料条例に基づく入港料		
4. クルーズセンター使用料	386,528 (	464,699)
博多港国際ターミナル条例に基づく使用料		
5. 公有水面使用料	4,553 (	4,532)
博多港港湾区域等管理条例に基づく使用料		
6. ヨットハーバー使用料	80,838 (	77,725)
福岡市ヨットハーバー条例に基づく使用料		
7. 海浜公園使用料	12,206 (	12,038)
福岡市海浜公園条例に基づく使用料		
8. その他の使用料	1,930 (	1,793)
福岡市行政財産使用料条例に基づく使用料		
収入証紙収入	1 (	1)
福岡市手数料条例に基づく証明手数料		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
82 ・ 83	19 国庫支出金	2 国庫補助金	9 港湾空港費 国庫補助金	千円 746,901	千円 651,432	千円 95,469	% 14.7
98	20 県支出金	2 県補助金	8 港湾空港費 県補助金	21,174	19,119	2,055	10.7
101		3 委 託 金	9 港湾空港費 委 託 金	1,385	1,385	—	—

()内は前年度予算額

説 明		千円
1. 調査振興費補助金	401 (ー)	
観光振興事業費補助金交付要綱に基づく補助金		
・クルーズ受入事業	201	
・クルーズ誘致事業	200	
2. 港湾改修費補助金	679,000 (583,932)	
社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	583,000	
・改修事業	6,000	
・既存施設有効活用促進事業	127,000	
・港湾環境整備事業（緑地）	51,000	
・港湾環境整備事業（シーブルー）	15,000	
・港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）	229,000	
・住宅市街地総合整備事業	155,000	
港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金	96,000	
・改修事業	61,000	
・既存施設有効活用促進事業	35,000	
3. 海岸事業費補助金	67,500 (67,500)	
港湾関係補助金等交付規則実施要領に基づく補助金		
・海岸整備事業		
空港周辺整備事業費補助金	21,174 (19,119)	
福岡空港周辺集会施設空気調和設備機能回復工事等事業費補助金交付要綱に基づく補助金	18,350	
福岡県空港周辺整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金	2,824	
統計調査費委託金	1,385 (1,385)	
統計法に基づく委託金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
102	21 財 産 収 入	1 財 産 運 用 入 収	1 財 産 貸 付 入 収	千円 95,188	千円 111,639	千円 △ 16,451	% △ 14.7
104 ・ 105			2 利 子 及 び 配 当 金	12,546	218	12,328	著 増
106		2 財 産 売 払 入 収	2 物 品 売 払 入 収	1	1	—	—
110 ・ 111	22 寄 附 金	1 寄 附 金	9 港 湾 空 港 費 金 寄 附 金	37,543	15,628	21,915	140.2
116	23 繰 入 金	22 港 湾 整 備 金 事 業 繰 入 金	1 港 湾 整 備 金 事 業 繰 入 金	9,300	—	9,300	皆 増

()内は前年度予算額

説 明		
港湾運営会社貸付収入	95,188 (	千円 111,639)
博多港における埠頭群の運営の事業に関する規則に基づく貸付収入		
1. 港湾環境整備保全基金利子収入	197 (	188)
港湾環境整備保全基金から生じる利子収入		
2. 港湾整備事業基金利子収入	109 (	29)
港湾整備事業基金から生じる利子収入		
3. 博多港開発株式会社出資金配当金	12,240 (	1)
博多港開発株式会社出資金に対する配当金		
不用品売払収入	1 (	1)
寄附金収入		
1. 一般財団法人博多海員会館寄附金	2,000 (	2,000)
一般財団法人博多海員会館の公益目的支出計画に基づく寄附金		
2. 空港対策費寄附金	32,561 (	11,864)
集会施設空調機機能回復等事業費助成に対する寄附金		
	10,040	
広場施設等の周辺整備に対する寄附金		
	22,521	
3. 博多湾環境保全創造事業費寄附金	2,982 (	1,764)
博多湾環境保全創造事業に対する寄附金		
港湾整備事業基金受入金		
港湾整備事業の財源に充当するための基金受入金		
	9,300 (	—)

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
118	25 諸 収 入	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	千円 1	千円 1	千円 —	% —
118 ・ 119		2 保険料収入	1 保険料収入	6,335	5,695	640	11.2
120		4 貸 付 金 元 利 収 入	6 港湾空港費 貸 付 金 元 利 収 入	576	576	—	—
121		6 補 償 金	2 港湾空港費 補 償 金	1,764	1,130	634	56.1
128		12 雑 入	10 港湾空港費 雑 入	1	1	—	—
128 ・ 129			13 そ の 他 の 雑 入	1,530	1,600	△ 70	△ 4.4

()内は前年度予算額

説 明		
税外収入延滞金	1 (	千円 1)
福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づく延滞金等		
1. 雇用保険料収入	392 (	411)
雇用保険法に基づく保険料収入		
2. 厚生年金保険料収入	5,943 (	5,284)
厚生年金保険法に基づく保険料収入		
空港周辺整備機構貸付金	576 (	576)
空港周辺整備機構に対する貸付金回収金		
港湾施設補償金	1,764 (	1,130)
博多港港湾施設管理条例に基づく道路面復旧補償金		
船舶保険金	1 (	1)
その他の雑入	1,530 (	1,600)

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
132	26 市 債	1 市 債	9 港湾空港債	千円 2,926,000	千円 3,581,000	千円 △ 655,000	% △ 18.3
歳 入 合 計				5,650,515	6,331,052	△ 680,537	△ 10.7

()内は前年度予算額

説 明	
1. 空港整備債	532,000 (841,000)
福岡空港整備事業費負担金に充当する起債	
2. 港湾改修債	2,254,000 (2,660,000)
港湾改修事業に充当する起債	
・改修事業	60,000
・既存施設有効活用促進事業	291,000
・港湾環境整備事業（緑地）	45,000
・港湾環境整備事業（シーブルー）	13,000
・港湾環境整備事業（アイランドシティはばたき公園）	206,000
・住宅市街地総合整備事業	139,000
・国直轄工事費負担金	1,152,000
・単独事業	348,000
3. 海岸事業債	140,000 (80,000)
海岸事業に充当する起債	
・海岸整備事業	60,000
・海岸単独事業	80,000

イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
420 ～ 423	10 港湾空港費	1 港 湾 空 港 管 理 費	1 港湾総務費	千円 843,095	千円 833,450	千円 9,645	% 1.2

()内は前年度予算額

説 明	
1. 一般職職員給与費等	633,132 (607,100) 千円
一般職職員・70人(うち会計年度任用職員・4人)	
関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 1,217 75 1,142	
2. 総務管理費	209,963 (226,350)
ア. 一般管理費等	205,967 (222,220)
・博多港物流 I T システム	6,727
・庁舎管理経費等	199,240
イ. 負担金・補助金等	3,996 (4,130)
関連歳入 (17) 分担金及び負担金 港湾総務費負担金 (18) 使用料及び手数料 収入証紙収入 (21) 財産収入 物品売払収入 (25) 諸収入 税外収入延滞金 船舶保険金 その他の雑入 91,400 1 1 901 1 1 899	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
422 ～ 425	10 港湾空港費	1 港 湾 空 港 管 理 費	2 港湾維持費	千円 1,829,779	千円 1,909,604	千円 △ 79,825	% △ 4.2

()内は前年度予算額

説 明		
1. 一般職職員給与費等	20,624 (17,095)	千円
一般職職員・5人(うち会計年度任用職員・5人)		
[関連歳入		
(25) 諸収入	1,581	
雇用保険料収入	97	
厚生年金保険料収入	1,484	
2. 水域・外かく・けい留・臨港交通施設等維持管理経費	1,490,904 (1,519,180)	
ア. 水域、外かく等施設維持管理経費	1,343,508 (1,378,025)	
イ. クルーズセンター運営経費	147,396 (141,155)	
[関連歳入		
(18) 使用料及び手数料	1,584,882	
道路占用料	123,665	
港湾施設使用料	843,475	
入港料	143,954	
クルーズセンター使用料	386,528	
公有水面使用料	4,553	
ヨットハーバー使用料	80,838	
その他の使用料	1,869	
(21) 財産収入	95,188	
港湾運営会社貸付収入		
(23) 繰入金	9,300	
港湾整備事業基金受入金		
(25) 諸収入	2,140	
港湾施設補償金	1,764	
その他の雑入	376	
3. 海浜公園維持管理等経費	318,251 (373,329)	
ア. 海浜公園維持管理経費	228,423 (280,818)	
イ. その他海浜地等維持管理経費	89,828 (92,511)	
[関連歳入		
(18) 使用料及び手数料	12,267	
海浜公園使用料	12,206	
その他の使用料	61	
(21) 財産収入	197	
港湾環境整備保全基金利子収入		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
424 ～ 427	10 港湾空港費	1 港 湾 空 港 管 理 費	3 調 査 振 興 費	千円 350,892	千円 293,812	千円 57,080	% 19.4
426 ～ 429			4 港 湾 整 備 事 業 基 金 積 立 金	12,349	29	12,320	著 増

()内は前年度予算額

説 明		
1. 一般職職員給与費等	21,290 (19,466)	千円
一般職職員・5人(うち会計年度任用職員・5人)		
関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 1,576 98 1,478		
2. 港湾調査振興経費	329,602 (274,346)	
ア. ポートセールス事業	42,546 (42,822)	
イ. クルーズ受入事業	180,399 (150,848)	
ウ. クルーズ誘致事業	4,975 (—)	
エ. 博多港PR事業	77,533 (56,527)	
オ. 港湾統計調査経費	801 (801)	
カ. 港湾物流の企画・推進	23,348 (23,348)	
関連歳入 (17) 分担金及び負担金 調査振興費負担金 (18) 使用料及び手数料 港湾施設使用料 (19) 国庫支出金 調査振興費補助金 (20) 県支出金 統計調査費委託金 (22) 寄附金 一般財団法人博多海員会館寄附金 39,344 35,590 401 1,385 2,000		
1. 港湾整備事業基金利子収入積立金	109 (29)	
関連歳入 (21) 財産収入 港湾整備事業基金利子収入	109	
2. 港湾整備事業基金積立金	12,240 (—)	
関連歳入 (21) 財産収入 博多港開発株式会社出資金配当金	12,240	
※令和7年度末の港湾整備事業基金残高見込み	19,671 千円	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
428 ・ 429	10 港湾空港費	1 港 湾 空 港 管 理 費	5 港 湾 環 境 整 備 保 全 基 金 積 立 金	2,153	1,776	377	21.2
428 ・ 429			6 渡 船 費	千円 996,000	千円 912,903	千円 83,097	% 9.1
428 ～ 431			7 空港対策費	930,386	1,253,318	△ 322,932	△ 25.8

()内は前年度予算額

説 明	
港湾環境整備保全基金積立金	2,153 (1,776) 千円
関連歳入 (18) 使用料及び手数料 入港料 2,153	
※令和 7 年度末の港湾環境整備保全基金残高見込み	32,466 千円
市営渡船事業特別会計への繰出金	996,000 (912,903)
1. 一般職職員給与費等	164,676 (161,972)
一般職職員・17 人 (うち会計年度任用職員・1 人)	
関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 355 22 333	
2. 空港対策の推進	765,710 (1,091,346)
ア. 騒音防止対策及び周辺整備等の推進	164,388 (145,077)
イ. 空港利活用・整備の促進	601,322 (946,269)
・空港利活用関連促進事業	6,963
・空港整備の促進	594,359
関連歳入 (20) 県支出金 空港周辺整備事業費補助金 (22) 寄附金 空港対策費寄附金 (26) 市債 空港整備債 21,174 32,561 532,000	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
430 ～ 435	10 港湾空港費	2 港湾建設費	1 港湾改修費	千円 4,884,906	千円 5,337,562	千円 △ 452,656	% △ 8.5

()内は前年度予算額

説 明		
1. 公共事業	1,520,000 (1,356,064)	千円
ア. 改修事業 アイランドシティ地区幹線・準幹線道路の整備	134,000 (146,000)	
イ. 既存施設有効活用促進事業 香椎かもめ大橋補修等	486,000 (327,000)	
ウ. 港湾環境整備事業(緑地) アイランドシティ地区外周緑地の整備	102,000 (—)	
エ. 港湾環境整備事業(シーブルー) アマモ場造成、底質改善	30,000 (—)	
オ. 港湾環境整備事業(アイランドシティはばたき公園) 築山、海沿いの園路の整備等	458,000 (157,336)	
カ. 住宅市街地総合整備事業 都市計画道路アイランド東1号線の整備	310,000 (334,728)	
▲ 都市再生整備計画事業	— (391,000)	
関連歳入 (19) 国庫支出金 港湾改修費補助金 679,000 (26) 市債 港湾改修債 754,000		
2. 直轄工事費負担金	1,280,250 (1,298,700)	
・ 中央ふ頭地区 中央航路(-12m)整備	785,250	
・ 箱崎ふ頭地区 岸壁(-12m)改良	315,000	
・ 香椎パークポート地区 岸壁(-13m)改良	180,000	
○事業費の負担区分		
区 分	事業費・負担額	
航路・泊地、岸壁	2,845,000	
国 費(負担率5.5/10)	1,564,750	
市負担金(負担率4.5/10)	1,280,250	
関連歳入 (26) 市債 港湾改修債 1,152,000		

()内は前年度予算額

説 明	
3. アイランドシティ関連事業	96,155 (123,747) 千円
・アイランドシティ一般単独事業等	83,075
・環境モニタリング経費	13,080
〔 関連歳入	〕
(17) 分担金及び負担金	19,443
港湾改修費負担金	
4. ウォーターフロント整備事業	10,000 (7,000)
中央ふ頭整備事業	
5. 単独事業	1,296,120 (1,901,213)
・カーボンニュートラルポート形成推進経費	23,809
・博多湾の環境保全創造事業	42,248
・アイランドシティはばたき公園整備事業	89,230
・港湾施設の補修・更新・点検・調査	875,554
・その他の事業	265,279
〔 関連歳入	〕
(17) 分担金及び負担金	3,037
港湾改修費負担金	
(18) 使用料及び手数料	2,153
入港料	
(22) 寄附金	2,982
博多湾環境保全創造事業費寄附金	
(25) 諸収入	255
その他の雑入	
(26) 市債	348,000
港湾改修債	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
430 ～ 435	10 港湾空港費	2 港湾建設費	1 港湾改修費	千円	千円	千円	%
434 ・ 435			2 海岸事業費	313,570	269,090	44,480	16.5
482 ・ 483	14 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	—	—	—	—
歳 出 合 計				10,163,130	10,811,544	△ 648,414	△ 6.0

()内は前年度予算額

説 明	
6. 事業費対象外給与費	682,381 (650,838) 千円
一般職職員・84人(うち会計年度任用職員・5人)	
関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 1,606 100 1,506	
1. 公共事業	135,000 (135,000)
海岸整備事業 和白地区護岸改良	
関連歳入 (19) 国庫支出金 海岸事業費補助金 (26) 市債 海岸事業債 67,500 60,000	
2. 単独事業	159,625 (116,467)
海岸単独事業 能古地区護岸整備等	
関連歳入 (26) 市債 海岸事業債 80,000	
3. 事業費対象外給与費	18,945 (17,623)
一般職職員・3人	
関連歳入 (25) 諸収入 空港周辺整備機構貸付金 576	

ウ. 一般会計（債務負担行為）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額
376 ・ 377	海 面 清 掃 船 建 造	361,680	令和8年度 361,680
376 ・ 377	博 多 港 一 旦 タ ワ 一 事 受 変 電 設 備 更 新 工 事	107,800	令和8年度 107,800

(単位:千円)

（単位：円）

左 の 財 源 内 訳				備 考	
特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他			
—	268,000	—	93,680	○総事業費	363,275 千円
				令和7年度	1,595 千円
				令和8年度	361,680 千円
—	80,000	—	27,800	○総事業費	107,800 千円
				令和8年度	107,800 千円

エ. 港湾整備事業特別会計（歳入）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A)－(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
				千円	千円	千円	%
86	1 分担金及び 負担金	1 負 担 金	1 臨 海 土 地 整備事業費 負 担 金	2,000	5,000	△ 3,000	△ 60.0
86	2 使用料及び 手数料	1 使 用 料	1 施設使用料	2,156,999	2,056,930	100,069	4.9
87	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 臨 海 土 地 整備事業費 国庫補助金	151,400	57,070	94,330	165.3
			2 機 能 施 設 整備事業費 国庫補助金	83,000	—	83,000	皆 増
			▲ 一般管理費 国庫補助金	—	1,100	△ 1,100	皆 減
87	4 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 財 産 貸 付 収 入	1,620,565	1,586,371	34,194	2.2

()内は前年度予算額

説 明		
関連事業費負担金	2,000 (	千円 5,000)
臨海土地整備事業に伴う関連事業費負担金		
博多港港湾施設管理条例等に基づく使用料		
1. 上屋使用料	227,748 (	226,583)
2. 荷さばき地使用料	23,008 (	28,479)
3. 荷役機械等使用料	161,568 (	143,616)
4. 野積場使用料	1,310,318 (	1,256,945)
5. 事務室使用料	560 (	560)
6. 旅客待合所使用料	61,112 (	69,916)
7. 港湾用地使用料	355,614 (	313,760)
8. 水面貯木場使用料	17,071 (	17,071)
住宅市街地総合整備事業補助金	151,400 (	57,070)
社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金		
港湾機能高度化施設整備費補助金	83,000 (	—)
港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱に基づく補助金		
▲ 庁用車導入事業費補助金	— (	1,100)
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱に 基づく補助金		
1. 土地貸付収入	626,668 (	599,660)
福岡市公有財産規則に基づく貸付収入		
2. 建物貸付収入	44 (	44)
福岡市無断建築物処理要領に基づく貸付収入		
3. 港湾運営会社貸付収入	993,853 (	986,667)
博多港における埠頭群の運営の事業に関する規則に 基づく貸付収入		

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A)－(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
87	4 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	2 利 子 及 び 配 当 金	千円 250,028	千円 270,920	千円 △ 20,892	% △ 7.7
88		2 財 産 売 払 収 入	1 不 動 産 売 払 収 入	1,500,807	13,301,960	△ 11,801,153	△ 88.7
88	5 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,066,665	2,066,665	—	—
		2 港 湾 整 備 事 業 基 金 繰 入 金	1 港 湾 整 備 事 業 基 金 繰 入 金	8,652,633	4,080,454	4,572,179	112.1
88	6 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金	1	1	—	—

()内は前年度予算額

説 明			
			千円
1. 港湾整備事業基金利子収入	243,857 (265,564)		
港湾整備事業基金から生じる利子収入			
2. 博多港開発株式会社出資金配当金	816 (1)		
博多港開発株式会社出資金に対する配当金			
3. 博多港ふ頭株式会社出資金配当金	5,355 (5,355)		
博多港ふ頭株式会社出資金に対する配当金			
土地売却収入	1,500,807 (13,301,960)		
地 区 別	令和7年度	令和6年度	差引増減
アイランドシティ地区(みなとづくりエリア)	107,478	10,329,811	△ 10,222,333
アイランドシティ地区(まちづくりエリア)	838,187	2,408,675	△ 1,570,488
香椎パークポート地区	555,142	278,292	276,850
石城町地区	—	285,182	△ 285,182
計	1,500,807	13,301,960	△ 11,801,153
上記のうち1件3億円以上の土地の処分			
所在地	地目	面積	予算額
福岡市東区香椎照葉7丁目28番14 及び29番126	雑種地	14,476 m ²	838,187
福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目15番69	雑種地	3,300 m ²	501,600
一般会計受入金	2,066,665 (2,066,665)		
港湾整備事業基金受入金	8,652,633 (4,080,454)		
港湾整備事業の財源に充当するための基金受入金			
前年度繰越金	1 (1)		

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
88	7 諸 収 入	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	千円 1	千円 1	千円 —	% —
89		2 保険料収入	1 保険料収入	355	320	35	10.9
89		3 雑 入	1 雑 入	112,860	45,853	67,007	146.1
89	8 市 債	1 市 債	1 企 業 債	166,000	5,912,000	△ 5,746,000	△ 97.2
歳 入 合 計				16,763,314	29,384,645	△ 12,621,331	△ 43.0

()内は前年度予算額

説 明	
税外収入延滞金 福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づく延滞金	1 (1) 千円
1. 雇用保険料収入 雇用保険法に基づく保険料収入	22 (20)
2. 厚生年金保険料収入 厚生年金保険法に基づく保険料収入	333 (300)
1. 災害共済金	1 (1)
2. 自動車保険金	1 (1)
3. 違約金及び延納利息	413 (456)
4. その他の雑入 光熱水費立替収入、消費税還付金等	112,445 (45,395)
機能施設整備事業債 機能施設整備事業に充当する起債	166,000 (749,000)
▲ 臨海土地整備事業債 臨海土地整備事業に充当する起債	— (5,163,000)

才. 港灣整備事業特別会計（歳出）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
90 ～ 93	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	千円 236,733	千円 378,380	千円 △ 141,647	% △ 37.4
92 ～ 95			2 維 持 費	2,204,687	2,418,110	△ 213,423	△ 8.8

()内は前年度予算額

説 明	
1. 一般職職員給与費等	64,337 (62,087)
一般職職員・8人	
2. その他の事務経費	172,396 (316,293)
庁舎管理費、一般会計への負担金等	
関連歳入	
(4) 財産収入	6,215
建物貸付収入	44
博多港開発株式会社出資金配当金	816
博多港ふ頭株式会社出資金配当金	5,355
(7) 諸収入	70,353
税外収入延滞金	1
災害共済金	1
自動車保険金	1
その他の雑入	70,350
1. 一般職職員給与費等	67,985 (66,405)
一般職職員・8人	
2. 機能施設維持管理経費	2,136,702 (2,351,705)
ア. 上屋維持管理経費	504,973 (1,034,229)
・国際ターミナル維持管理経費	179,450
・その他上屋維持管理経費	325,523
イ. 荷役機械維持管理経費	1,034,921 (617,462)
ウ. 保管施設維持管理経費	595,108 (700,014)
エ. 船舶役務用施設維持管理経費	1,700 (—)
関連歳入	
(7) 諸収入	42,095
その他の雑入	

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
94 ・ 95	1 総 務 費	1 総務管理費	3 港 湾 整 備 事 業 基 金 積 立 金	千円 1,243,857	千円 963,490	千円 280,367	% 29.1
94 ～ 99	2 事 業 費	1 臨 海 土 地 整 備 事 業 費	1 臨 海 土 地 整 備 事 業 費	6,622,725	5,488,692	1,134,033	20.7

()内は前年度予算額

説		明	
		千円	
1. 港湾整備事業基金利子収入積立金	243,857 (	265,564)	
[関連歳入		]	
(4) 財産収入	243,857		
港湾整備事業基金利子収入			
2. 立地交付金繰出金	1,000,000 (	697,926)	
※令和 7 年度末の港湾整備事業基金残高見込み	29,107,724 千円		
1. 一般職職員給与費等	132,802 (	129,199)	
一般職職員・16 人 (うち会計年度任用職員・1 人)			
[関連歳入		]	
(7) 諸収入	355		
雇用保険料収入	22		
厚生年金保険料収入	333		
2. アイランドシティ整備事業	6,480,532 (	5,259,184)	
地盤改良、基盤整備等			
[関連歳入		]	
(1) 分担金及び負担金	2,000		
関連事業費負担金			
(3) 国庫支出金	151,400		
住宅市街地総合整備事業補助金			
3. 香椎パークポート等整備事業	9,391 (	100,309)	
埋立地管理業務等			

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
98 ～ 101	2 事 業 費	2 機 能 施 設 整備事業費	1 機 能 施 設 整備事業費	千円 455,389	千円 878,004	千円 △ 422,615	% △ 48.1
100 ・ 101	3 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	5,639,214	18,860,526	△ 13,221,312	△ 70.1
100 ・ 101			2 利 子	354,539	375,640	△ 21,101	△ 5.6
100 ・ 101			3 公 債 諸 費	6,070	21,703	△ 15,633	△ 72.0
100 ・ 101	4 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100	100	—	—
歳 出 合 計				16,763,314	29,384,645	△ 12,621,331	△ 43.0

()内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等	57,492 (58,316)	
一般職職員・6人		
2. アイランドシティ整備事業	41,562 (750,277)	
ふ頭用地造成 埋立地監視		
3. 香椎パークポート整備事業	323,430 (—)	
上屋整備 受変電施設更新		
[関連歳入]		
(3) 国庫支出金	83,000	
港湾機能高度化施設整備費補助金		
(8) 市債	166,000	
機能施設整備事業債		
4. 博多港脱炭素化推進事業	32,905 (69,411)	
長期債元金償還金	5,639,214 (18,860,526)	
長期債利子	354,539 (375,640)	
市債の借入れ及び償還に要する手数料	6,070 (21,703)	
予備費	100 (100)	

カ. 港湾整備事業特別会計（債務負担行為）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額
382 ・ 383	香 椎 パ ー ク ポ ー ト 地 区 コ ン テ ナ ク レ ー ン 高 圧 電 気 設 備 更 新 工 事	222,581	令和8年度 222,581
382 ・ 383	ア イ ラ ン ド シ テ ィ 地 区 地 盤 改 良 工 事	1,393,000	令和8年度 1,393,000
382 ・ 383	香 椎 パ ー ク ポ ー ト 地 区 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 受 変 電 施 設 更 新 工 事	1,864,210	令和8年度から 令和10年度まで 1,864,210

(単位:千円)

左 の 財 源 内 訳				備 考	
特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他			
—	—	—	222,581	○総事業費	222,581 千円
				令和8年度	222,581 千円
—	—	—	1,393,000	○総事業費	1,393,000 千円
				令和8年度	1,393,000 千円
—	1,863,000	—	1,210	○総事業費	1,864,210 千円
				令和8年度	383,614 千円
				令和9年度	355,343 千円
				令和10年度	1,125,253 千円

キ. 市営渡船事業特別会計（歳入）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A)－(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
				千円	千円	千円	%
104	1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	1 乗 客 収 入	299,227	292,670	6,557	2.2
104			2 車 両 貨 物 収 入	94,753	86,872	7,881	9.1
104	2 使用料及び 手 数 料	1 使 用 料	1 渡 船 施 設 使 用 料	49,097	49,508	△ 411	△ 0.8
104	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 離 島 航 路 国庫補助金	137,267	146,321	△ 9,054	△ 6.2
104	4 県 支 出 金	1 県 補 助 金	1 離 島 航 路 県 補 助 金	44,321	53,526	△ 9,205	△ 17.2
105	5 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 財 産 貸 付 収 入	78	78	—	—
105		2 財 産 売 払 収 入	1 物 品 売 払 収 入	1	1	—	—

()内は前年度予算額

説 明		
福岡市営渡船条例に基づく運賃収入		299,227 (292,670)
ア. 普通乗客収入		246,900 (239,968)
イ. 定期乗客収入		49,279 (49,296)
ウ. その他		3,048 (3,406)
福岡市営渡船条例に基づく運賃収入		94,753 (86,872)
ア. 貨物収入		18,380 (18,152)
イ. 車両収入		76,373 (68,720)
施設使用料		49,097 (49,508)
福岡市営渡船条例に基づく施設使用料		
離島航路補助金		137,267 (146,321)
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に 基づく補助金		
離島航路補助金		44,321 (53,526)
福岡県離島振興対策航路事業補助金交付要綱に 基づく補助金		
土地貸付収入		78 (78)
福岡市公有財産規則に基づく貸付収入		
不用品売払収入		1 (1)

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
105	6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	996,000	912,903	83,097	9.1
105	7 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金	1	1	—	—
105 ・ 106	8 諸 収 入	1 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	618	646	△ 28	△ 4.3
106		2 雑 入	1 雑 入	3,099	2,859	240	8.4
106	9 市 債	1 市 債	1 企 業 債	193,000	8,000	185,000	著 増
歳 入 合 計				1,817,462	1,553,385	264,077	17.0

()内は前年度予算額

説 明		
		千円
一般会計繰入金	996,000 (	912,903)
前年度繰越金	1 (	1)
1. 雇用保険料収入 雇用保険法に基づく保険料収入	285 (	346)
2. 厚生年金保険料収入 厚生年金保険法に基づく保険料収入	333 (	300)
1. 災害共済金	1 (	1)
2. 船舶保険金	1 (	1)
3. 違約金及び延納利息	1 (	1)
4. その他の雑入	3,096 (	2,856)
1. 船舶整備事業債	32,000 (	8,000)
2. 渡船施設整備事業債	161,000 (	—)

ク. 市営渡船事業特別会計（歳出）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A)－(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
108 ～ 111	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	千円 823,853	千円 792,509	千円 31,344	% 4.0

()内は前年度予算額

説 明		
1. 一般職職員給与費等	495,792 (475,054)	千円
一般職職員・56人(うち会計年度任用職員・1人)		
[関連歳入		
(8) 諸収入	618	
雇用保険料収入	285	
厚生年金保険料収入	333	
2. 管理運営費	328,061 (317,455)	
ア. 乗船券売りさばき等の業務委託経費	189,636 (171,340)	
イ. その他の事務費	138,425 (146,115)	
[関連歳入		
(2) 使用料及び手数料	49,097	
施設使用料		
(3) 国庫支出金	137,267	
離島航路補助金		
(4) 県支出金	44,321	
離島航路補助金		
(5) 財産収入	79	
土地貸付収入	78	
物品売払収入	1	
(8) 諸収入	3,099	
災害共済金	1	
船舶保険金	1	
違約金及び延納利息	1	
その他の雑入	3,096	

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
110 ・ 111	2 事 業 費	1 事 業 費	1 運 航 費	千円 234,243	千円 213,308	千円 20,935	% 9.8
110 ～ 113			2 施設整備費	630,959	419,207	211,752	50.5
112 ・ 113	3 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	126,203	126,010	193	0.2
112 ・ 113			2 利 子	2,071	2,251	△ 180	△ 8.0
112 ・ 113			3 公 債 諸 費	33	—	33	皆 増
112 ・ 113	4 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100	100	—	—
歳 出 合 計				1,817,462	1,553,385	264,077	17.0

()内は前年度予算額

説 明	
	千円
渡船運航にかかる経費 燃料費等	234,243 (213,308)
1. 船舶・待合所等整備費	600,959 (419,207)
ア. 船舶等整備費	381,493 (377,504)
イ. 旅客待合所等整備費	219,466 (41,703)
関連歳入 (9) 市債 船舶整備事業債 渡船施設整備事業債 164,000 3,000 161,000	
2. 博多港脱炭素化推進事業	30,000 (—)
関連歳入 (9) 市債 船舶整備事業債	29,000
長期債元金償還金	126,203 (126,010)
長期債利子	2,071 (2,251)
市債の借入れ及び償還に要する手数料	33 (—)
予備費	100 (100)

ケ. 市営渡船事業特別会計（債務負担行為）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額
382 ・ 383	志 賀 島 航 路 後 継 船 建 造	704,747	令和8年度 704,747

(単位:千円)

左 の 財 源 内 訳				備 考	
特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他			
—	704,000	—	747	○総事業費	707,500 千円
				令和7年度	2,753 千円
				令和8年度	704,747 千円

(参考1) 港湾空港局予算額の推移

(一般会計)

款・項	令和3年度		令和4年度	
	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比
	千円	%	千円	%
(10) 港湾空港費	7,942,392	62.7	7,946,797	100.1
	(4,794,925)	(55.9)	(4,434,202)	(92.5)
1. 港湾空港管理費 ※公債費含む	5,094,946	78.7	4,250,693	83.4
	(3,113,310)	(73.5)	(2,149,965)	(69.1)
2. 港湾建設費	2,847,446	46.0	3,696,104	129.8
	(1,681,615)	(38.7)	(2,284,237)	(135.8)

(特別会計)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比
	千円	%	千円	%
港湾整備事業特別会計	22,685,381	138.5	34,804,171	153.4
	(22,685,381)	(138.5)	(34,804,171)	(153.4)
市営渡船事業特別会計	1,216,021	96.4	1,261,793	103.8
	(577,043)	(94.0)	(587,497)	(101.8)
[一般会計からの繰入金]	[638,978]	[98.7]	[674,296]	[105.5]

	令和3年度		令和4年度	
	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比
	千円	%	千円	%
港湾空港局 合計	31,843,794	105.1	44,012,761	138.2
	(28,696,327)	(109.4)	(40,500,166)	(141.1)

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比
千円	%	千円	%	千円	%
9,913,249	124.7	10,811,544	109.1	10,163,130	94.0
(6,051,566)	(136.5)	(6,331,052)	(104.6)	(5,650,515)	(89.3)
5,093,689	119.8	5,204,892	102.2	4,964,654	95.4
(2,798,215)	(130.2)	(2,918,680)	(104.3)	(2,480,539)	(85.0)
4,819,560	130.4	5,606,652	116.3	5,198,476	92.7
(3,253,351)	(142.4)	(3,412,372)	(104.9)	(3,169,976)	(92.9)

※上段は歳出、下段()書きは歳入。

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比
千円	%	千円	%	千円	%
14,788,722	42.5	29,384,645	198.7	16,763,314	57.0
(14,788,722)	(42.5)	(29,384,645)	(198.7)	(16,763,314)	(57.0)
1,375,904	109.0	1,553,385	112.9	1,817,462	117.0
(593,809)	(101.1)	(640,482)	(107.9)	(821,462)	(128.3)
[782,095]	[116.0]	[912,903]	[116.7]	[996,000]	[109.1]

※上段は歳出、下段()書きは歳入。

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比	予 算 額	対前年度比
千円	%	千円	%	千円	%
26,077,875	59.3	41,749,574	160.1	28,743,906	68.8
(22,216,192)	(54.9)	(37,269,082)	(167.8)	(24,231,291)	(65.0)

※上段は歳出、下段()書きは一般会計からの繰入金を含む歳入。

(参考2) 港湾空港局所管基金の状況

1 港湾環境整備保全基金

(単位：千円)

令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中見込額			令和7年度末 現在高見込額
		増	減	差引増減(△)	
28,537	30,313	2,153	—	2,153	32,466

福岡市港湾環境整備保全基金条例（平成16年3月29日条例第16号）

（設置目的）

○博多港における快適で魅力ある環境を整備するとともに、これを将来にわたって適切に保全するため、福岡市港湾環境整備保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 港湾整備事業基金（一般会計所管）

(単位：千円)

令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中見込額			令和7年度末 現在高見込額
		増	減	差引増減(△)	
4,353	16,622	12,349	9,300	3,049	19,671

3 港湾整備事業基金（特別会計所管）

(単位：千円)

令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中見込額			令和7年度末 現在高見込額
		増	減	差引増減(△)	
40,237,048	37,516,500	243,857	8,652,633	△ 8,408,776	29,107,724

福岡市港湾整備事業基金条例（昭和56年12月21日条例第60号）

（設置目的）

○福岡市の港湾整備事業及びこれに関連する事業に必要な資金を積み立てるため、福岡市港湾整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(参考) 港湾整備事業特別会計収支の推移

(単位：千円)

	令和5年度 決算	令和6年度 予算現額	令和7年度 当初予算
1. 歳入(A)	14,116,648	26,403,780	8,110,681
分担金及び負担金	1,533	5,000	2,000
使用料及び手数料	2,095,783	2,056,930	2,156,999
国庫支出金	47,760	68,052	234,400
財産収入	5,511,659	15,954,679	3,371,400
繰入金(基金繰入金除く)	2,066,665	2,066,665	2,066,665
繰越金	99,533	294,280	1
諸収入	43,715	46,174	113,216
市債	4,250,000	5,912,000	166,000
2. 歳出(B)	12,051,250	29,389,892	16,763,314
総務費	2,361,310	3,761,983	3,685,277
事業費	4,527,548	6,369,940	7,078,114
公債費	5,162,392	19,257,869	5,999,823
予備費	—	100	100
3. 差引(C)((A-B))	2,065,398	△ 2,986,112	△ 8,652,633
翌年度繰越財源(D)	△ 424,080	—	—
基金利子収入積立(E)	260,678	265,564	243,857
基金残高	40,237,048	37,516,500	29,107,724
※前年度基金残高+(C)+(D)+(E)			

(参考3) 港湾整備事業特別会計事業別起債残高

(単位:千円)

区 分		令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中見込額		令和7年度末 現在高見込額
				起債見込額	償還見込額	
臨海土地整備 事業債	アイランドシティ・香椎 パークポート等臨海部の 土地造成事業費に充当	52,916,000	40,885,000	—	3,975,000	36,910,000
機能施設整備 事業債	ふ頭用地造成・荷役機 械・上屋・ターミナル等の 整備事業費に充当	19,809,423	19,485,883	166,000	1,082,629	18,569,254
資本費平準化債	機能施設整備事業債の 償還に伴う財源(資産の 耐用年数と起債償還年 数の差による資金不足 の対策)	10,650,806	10,056,820	—	581,585	9,475,235
港湾整備事業特別会計 合計		83,376,229	70,427,703	166,000	5,639,214	64,954,489

※表示単位未満を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

余 白

2. 条例案

議案第79号の説明資料

議案第79号 博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

博多港の港湾施設の利用の適正化を図るため、報告徴収、監督処分及び罰則に係る規定を設ける等の必要があるによる。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条から第27条までを加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

1. 博多港港湾施設管理条例の概要

博多港の港湾施設（防波堤、岸壁、臨港道路、緑地等）の管理について必要な事項を定めたもの。

2. 改正の経緯及び趣旨

- 一部の港湾施設において、博多港港湾施設管理条例（以下「条例」という。）第7条で禁止している転貸行為が判明。
- 転貸行為について行政指導等による適正化を図るとともに、全ての港湾施設の調査（全体調査）を実施。（全体調査の結果については、令和6年9月議会において、委員会報告済（別紙参照））
- 博多港港湾施設の不適切利用の再発防止を含む利用の適正化を図るため、条例の改正を行うもの。

3. 現条例の主な課題

- ①調査権が条例に規定されておらず、法令等に基づく調査ができないことから、事業者からの任意の協力を得ながら調査を実施しなければならない。
- ②条例違反の疑いがある場合に、改善させる行政指導の手続きが条例に規定されていない。
- ③条例違反の行為がある場合に、強力に是正を図る行政処分の手続きが条例に規定されていない。
- ④条例に違反した事業者を公表できる手続きが条例に規定されていない。
- ⑤条例違反に対する罰則として、5万円の過料を科すことしかできない。
- ⑥地方自治法に基づく目的外使用許可に対して、条例による罰則を適用することができない。

4. 主な改正内容

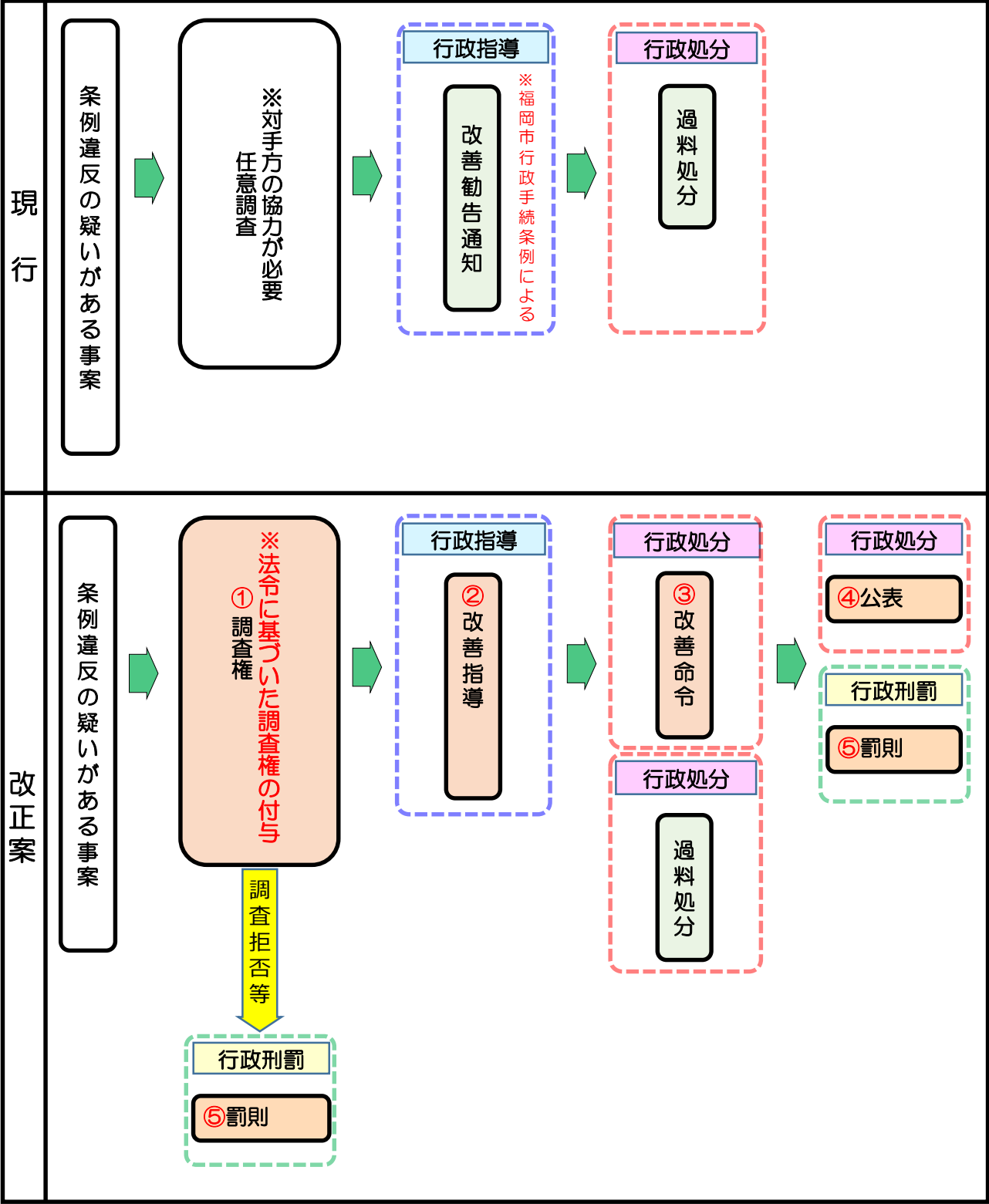
○上記課題を解決するため、下記のとおり条例の改正を行うもの。

区分	項目	条 項	内 容
手 続 き の 明 確 化	①調査権	第15条	・ 条例に調査権を明記することにより、法令に基づく必要な調査及び立入検査を実施することができる。 ・ 当該調査及び立入検査を拒んだ場合には、行政刑罰（罰金刑）を科す。
	②改善指導（行政指導）	第15条の2	・ 条例違反の疑いがある事案について、改善させるために、必要な指導等を行うことができる。
	③改善命令（行政処分）	第15条の3	・ 改善指導を経てなお、条例違反の行為がある事案については、その行為の中止等の改善命令を行う。 ・ 命令に従わない場合には、行政刑罰（拘禁刑・罰金刑）を科す。
抑 止 効 果 の 強 化	④公表（行政処分）	第15条の4	・ 改善命令のうち、「転貸行為の中止命令（転貸元及び転貸先）」及び「工作物等の撤去等の命令」に従わなかった者は、氏名、法人名等の公表をすることができる。
	⑤罰則（行政刑罰）	第25条～27条	・ 1年以下の拘禁刑（懲役刑・禁錮刑）又は50万円以下の罰金 ⇒「転貸行為の中止命令（転貸元及び転貸先）」及び「工作物等の撤去等の命令」に従わなかった者 ・ 50万円以下の罰金 ⇒調査権の行使（第15条）に対して、応じない者 ⇒改善命令（行政処分）に違反した者（上記命令を除く） ・ 従業者が法人等の業務に関し違反行為をしたときは、法人等に対しても、50万円以下の罰金（両罰規定）
	⑥占用許可	第4条の2	・ 地方自治法に基づく目的外使用許可を占用許可として条例に規定することにより、条例による処分（罰則）を適用する。

5. 今後のスケジュール

- 令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条から第27条までの改正規定（罰則規定）は、同年6月1日から施行する。

【参考】再発防止策フロー図



博多港港湾施設の不適切利用について

1 報告の概要

博多港港湾施設の不適切利用については、一部の港湾施設において博多港港湾施設管理条例第7条で禁止している転貸行為が判明したことから、行政指導等による適正化を図るとともに、全ての港湾施設の調査（全体調査）を行ってきたところである。この度、全体調査が完了したため、調査結果及び再発防止対策を含む今後の対応について報告を行うもの。

転貸行為・・・許可利用者が許可を受けた施設において、自らは施設を利用せず、賃貸借契約等の形で、第三者に施設を利用させている状態や、許可利用者の許可施設での作業への関与が著しく薄い状態のこと

2 経緯

令和3年3月	外部からの転貸行為の疑いに関する通報を受け、利用状況調査（調査①）を開始。
6月	調査①により、1施設（1許可）で転貸行為を確認し、当該施設の許可利用者（A社）に対し、改善勧告（改善勧告①）を実施。
7月	改善勧告①に対して、A社の改善が確認できなかった当該施設については、同年8月以降の許可を行っていない。
令和4年4月	外部から、A社の別の許可施設での転貸行為に関する意見書が提出されたことを受け、利用状況調査（調査②）を開始。
12月	調査②により、3施設（4許可）で転貸行為を確認し、A社に対し、改善勧告（改善勧告②）を実施。
	令和4年4月の意見書に記載がなかったA社の許可施設についても利用状況調査（調査③）を開始。
令和5年2月	令和3年度に引き続き、令和4年度においても転貸行為が確認されたことから博多港の全ての許可施設について、 <u>利用状況調査（全体調査）を開始。</u>
4月	改善勧告②に対して、A社の改善が確認できなかった1施設の一部については、令和5年5月以降の許可を行っていない。
8月	調査③により、2施設（2許可）で転貸行為を確認し、A社に対し、改善勧告（改善勧告③）を実施。
9月	改善勧告③に対して、A社の一定の改善を確認したことから、同年10月以降、一か月毎の許可を行った。
令和6年1月	A社の全許可施設について調査等が完了したことから、A社におけるこれまで確認した転貸行為に対し、条例に基づく過料処分を実施した。

3 全体調査の概要及び行政処分

- (1) 調査方法・・・提出資料の確認、事業者ヒアリング、関係事業者ヒアリング、現地調査
- (2) 調査対象・・・保管施設、荷さばき施設、港湾施設用地における、電力・電話・ガス等の許可を除く全ての許可（199 件） R5.8 月時点
- (3) 調査期間・・・令和5年2月 ～ 令和6年5月
- (4) 調査結果・・・9施設（14 許可）で転貸行為を確認し、許可利用者の5者に対して、令和6年5月13日付で14件の改善勧告（行政指導）を実施
- (5) 処分内容・・・令和6年9月11日付で、14件の利用許可に対し、それぞれ5万円の過料

4 再発防止対策を含む今後の対応

- 令和6年度より、指定管理者による港湾施設の利用状況確認のための巡回を実施。
- 不適切利用の再発防止を図るため、博多港港湾施設管理条例の改正を検討中。
- 今後は、施設の利用状況を正確に把握・監視するとともに、さらなる再発防止策を図る。

【参考】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
調査①	3月 外部通報 6月7月 調査期間 改善勧告 結果通知			1月 過料処分
調査②		4月 意見書 12月 調査期間 改善勧告 4月 結果通知		過料処分
調査③		12月 調査開始	8月9月 調査期間 改善勧告 結果通知	過料処分
全体調査			2月 調査開始 調査期間	5月 改善勧告 8月 改善報告 9月 過料処分

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

博多港港湾施設管理条例(昭和39年福岡市条例第78号)

旧	新
	<u>(港湾施設の占有)</u> <u>第4条の2 港湾施設に工作物又は貨物その他の物件（以下この章において「物件」という。）を設置する方法によつて港湾施設の使用（以下この章において「占有」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 市長は、占有が港湾施設の用途又は目的を妨げないと認める場合に限り、前項の許可（以下「占有の許可」という。）をすることができる。</u> (許可の基準)
第5条 市長は、<u>港湾施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可をすることができない。</u> (1) 第8条第1項の規定による<u>利用の許可</u>の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過していないとき。 (2) 港湾施設の利用に際し、次に掲げるものを取り扱うとき。ただし、特に市長が必要と認めたときは、この限りでない。 ア 爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬類であつて取扱上危険なもの イ 建物又は他の貨物を損傷するお	第5条 市長は、<u>港湾施設の利用又は占有をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可又は占有の許可（以下「利用の許可等」という。）をすることができない。</u> (1) 第8条第1項の規定による<u>利用の許可等</u>の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過していないとき。 (2) 港湾施設の利用<u>又は占有</u>に際し、次に掲げるものを取り扱うとき。ただし、特に市長が必要と認めたときは、この限りでない。 ア 爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬類であつて取扱上危険なもの イ 建物又は他の貨物を損傷するお

旧	新
そのあるもの ウ 伝染、病毒若しくは汚損のおそれのあるもの又は腐敗しやすいものの エ 港湾施設をき損するおそれのあるもの オ その他市長が不適当と認めたものの (3) この<u>条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の許可に付した条件に違反するおそれがあると認められるとき。</u> (4) 前3号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用、保全又は管理に著しい支障を与えるおそれがあると認められるとき。 (工作物の設置) 第6条 <u>利用の許可</u>を受けた者(以下「許可利用者」という。)が、<u>利用する施設</u>に工作物その他の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。その設備を廃	そのあるもの ウ 伝染、病毒若しくは汚損のおそれのあるもの又は腐敗しやすいものの エ 港湾施設をき損するおそれのあるもの オ その他市長が不適当と認めたものの (3) この<u>条例（この章に限る。以下同章において同じ。）若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の許可等に付した条件に違反するおそれがあると認められるとき。</u> (4) 前3号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用、<u>占用</u>、保全又は管理に著しい支障を与えるおそれがあると認められるとき。 <u>(禁止行為)</u> <u>第5条の2 何人も、港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u> (1) <u>物件を放置すること。</u> (2) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可又は承認を得ないで工作物又は物件を設置し、又は蔵置すること。</u> (3) <u>港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせること。</u> (工作物の設置) 第6条 <u>利用の許可等</u>を受けた者(以下「許可利用者」という。)が、<u>利用又は占用をする港湾施設</u>に工作物その他の設備を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

旧	新
止し、又は変更しようとするときも、また同様とする。 (権利譲渡等の禁止) 第7条 許可利用者は、<u>利用する権利を譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。</u> (許可の取消し等) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用の許可を取り消すことができる。</u> <u>(1) 利用の許可の申請に不正があったとき。</u> <u>(2) 指定期限内に使用料を納付しないとき。</u> <u>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の許可に付した条件に違反したとき。</u> <u>(4) その他公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。</u> 2 前項の措置(第4号に基づく措置を除く。)によつて許可利用者が損害を	らない。その設備を廃止し、又は変更しようとするときも、また同様とする。 (権利譲渡等の禁止) 第7条 許可利用者は、<u>利用又は占有をする権利を譲渡すること、担保に供すること又は転貸すること(以下「権利譲渡等」という。)</u>をしては<u>ならない。</u> <u>2 何人も、権利譲渡等を受け、又は権利譲渡等に係る港湾施設を使用収益してはならない。</u> (許可の取消し等) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用の許可等を取り消すことができる。</u> <u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</u> <u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反したとき。</u> <u>(3) 詐欺その他の不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けたとき。</u> <u>(4) 納期限までに使用料又は占有料を納付しないとき。</u> <u>(5) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせたとき。</u> <u>(6) その他公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。</u> 2 前項の措置(同項第6号に基づく措置を除く。)によつて許可利用者が損

旧	新
受けても、市はその責を負わない。 (<u>使用料</u>の徴収) 第9条 <u>許可利用者</u>からは、別表第1に定める額(当該港湾施設(クルーズ客送迎用観光バス待機場を除く。))の利用が消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額)の使用料(国有港湾施設に係る港湾法第44条第1項の料金を含む。第24条及び<u>第25条第1項</u>を除き、以下同じ。)を徴収する。 (<u>使用料</u>の減免) 第10条 市長は、公益上その他必要があると認めたときは、<u>前条</u>の使用料を減免することができる。 (<u>使用料</u>の徴収方法) 第11条 専用利用に係る使用料は毎月その月分を徴収し、その他の使用料は利用後に徴収する。ただし、市長は必要と認めたときは、利用前に徴収することができる。 (<u>使用料</u>の還付) 第12条 既納の使用料は、還付しな	害を受けても、市はその責を負わない。 (<u>使用料等</u>の徴収) 第9条 <u>利用の許可を受けた者</u>からは、別表第1に定める額(当該港湾施設(クルーズ客送迎用観光バス待機場を除く。))の利用が消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額)の使用料(国有港湾施設に係る港湾法第44条第1項の料金を含む。第24条及び<u>第28条第1項</u>を除き、以下同じ。)を徴収する。 <u>2 占用の許可を受けた者</u>からは、別表第2に定める額(当該占有が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額)の<u>占用料</u>を徴収する。 (<u>使用料等</u>の減免) 第10条 市長は、公益上その他必要があると認めたときは、<u>前条第1項</u>の使用料及び同条第2項の<u>占用料</u>を減免することができる。 (<u>使用料等</u>の徴収方法) 第11条 専用利用に係る使用料及び<u>占用料</u>は毎月その月分を徴収し、その他の使用料は利用後に徴収する。ただし、市長は必要と認めたときは、<u>利用又は占有前</u>に徴収することができる。 (<u>使用料等</u>の還付) 第12条 既納の使用料及び<u>占用料</u>は、

旧	新
い。ただし、市長は特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 (原状回復の義務) 第13条 許可利用者が、港湾施設の<u>利用を終わつたとき、又は利用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてこれを原状に復し、市長の検査を受けなければならない。</u> 第14条 (略) (<u>物件の搬出又は撤去</u>) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、許可利用者に対しその搬出又は撤去を命じることができる。 (1) <u>港湾施設に放置したもの</u> (2) <u>許可又は承認を得ないで蔵置又は設置したもの</u> (3) <u>その他公益上又は管理上市長が不適当と認めたもの</u> 2 <u>前項の規定は、港湾運営会社が埠頭群の運営の事業を実施するために利用する場合及び港湾運営会社が当該事業を実施するに当たって港湾運営会社以外の者が利用する場合について準用する。</u>	還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 (原状回復の義務) 第13条 許可利用者が、港湾施設の<u>利用又は占有を終わつたとき、又は利用の許可等を取り消されたときは、自己の負担においてこれを原状に復し、市長の検査を受けなければならない。</u> 第14条 (略) (<u>報告徴収、立入検査等</u>) 第15条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、許可利用者その他必要と認める者から報告又は資料の提出を求めることができる。 2 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、条例の規定による許可に係る場所若しくは許可利用者その他必要と認める者の事務所若しくは事業場に立ち入り、行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。 3 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 (指導、助言及び勧告) 第15条の2 市長は、許可利用者その他必要と認める者に対し、港湾施設の適正な利用、占有、保全又は管理のために必要な指導、助言及び勧告

旧	新
	<u>を行うことができる。</u> <u>(監督処分)</u> <u>第15条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定による許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は行為の中止、工作物若しくは物件の移転若しくは撤去、港湾施設の原状回復若しくは返還その他必要な措置を期限を定めて命じることができる。</u> <u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者</u> <u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者</u> <u>(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者</u> <u>(4) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせている者</u> <u>2 市長は、前項の規定による移転又は撤去の命令を受けた者が、これを履行しない場合は、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をな</u>

旧	新
(緑地における行為の禁止) 第16条の3 <u>緑地においては</u>、次に掲げる行為をしてはならない (1) ～ (9) (略)	<u>し、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。</u> (公表) 第15条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他必要な事項を公表することができる。 (1) 前条第1項の規定による移転又は撤去の命令を受けた者であつて、<u>正当な理由なく当該命令に従わないもの</u> (2) 前条第1項の規定による命令を受けた者(第7条第1項の規定に違反して権利譲渡等を行つた者並びに同条第2項の規定に違反して権利譲渡等を受けた者及び権利譲渡等に係る港湾施設の使用収益を行つた者に限る。)であつて、<u>正当な理由なく当該命令に従わないもの</u> 2 市長は、<u>前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u> (緑地における行為の禁止) 第16条の3 <u>何人も、緑地においては</u>、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) ～ (9) (略)

旧	新
(監督処分) 第16条の10 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定(この章の規定に限る。以下この条において同じ。)による許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは緑地からの退去を命じることができる。 (1) ～ (3) (略) 2 (略) (港湾施設の利用に係る規定の準用) 第16条の11 緑地の利用に関する事項については、第7条、第10条、第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第10条中「<u>前条の使用料</u>」とあるのは「<u>第16条の7第1項若しくは第2項の使用料又は同条第3項の占用料</u>」と、第12条中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>使用料又は占用料</u>」と読み替えるものとする。 (指定管理者による管理) 第17条 (略) 2 指定管理者が行う港湾施設の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>第15条第1項に規定する物件の搬出又は撤去の命令(同項第3号に該当する物件に係るものを除く。)に関する業務</u> (3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、</u>	(監督処分) 第16条の10 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例 <u>(この章に限る。以下この条において同じ。)の規定</u>による許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは緑地からの退去を命じることができる。 (1) ～ (3) (略) 2 (略) (港湾施設の利用に係る規定の準用) 第16条の11 緑地の利用に関する事項については、第7条、第10条、第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第10条中「<u>前条第1項の使用料及び同条第2項の占用料</u>」とあるのは、「<u>第16条の7第1項若しくは第2項の使用料又は同条第3項の占用料</u>」と読み替えるものとする。 (指定管理者による管理) 第17条 (略) 2 指定管理者が行う港湾施設の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>第15条の2の規定による物件の移転又は撤去に係る指導、助言及び勧告(第5条の2第1号又は第2号の規定に違反した者に対するものに限る。)に関する業務</u> (3) <u>第15条の3第1項の規定によ</u>

旧	新
市長が必要と認める業務	<u>る物件の移転又は撤去の命令(第5条の2第1号又は第2号の規定に違反した者に対するものに限る。)</u> に関する業務
	<u>(4)</u> (略)
	<u>(5)</u> <u>前4号に掲げるもののほか、</u> 市長が必要と認める業務
3 指定管理者が行う港湾施設(緑地に限る。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。	3 指定管理者が行う港湾施設(緑地に限る。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
(1) ～ (4) (略)	(1) ～ (4) (略)
(5) 前条において読み替えて準用する第10条に規定する使用料又は占用料(第3号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。)の減免に関する業務	(5) 前条において読み替えて準用する第10条に規定する使用料又は占用料(<u>同項第3号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。</u>)の減免に関する業務
(6) ～ (7) (略)	(6) ～ (7) (略)
第23条 第17条第1項の規定により港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合における <u>第13条、第15条第1項、第16条の2、第16条の4、第16条の5第3項、第16条の6及び第16条の8の規定の適用については、第13条、第16条の2、第16条の4、第16条の5第3項及び第16条の6中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条第1項中「市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、」とあるのは「指定管理者は第1号又は第2号に該当する物件について、市長は第3号に該当する物件について、それぞれ」と、第16条の8中「市長は、第16条の2第1項及び」とあるのは「指定管理者は</u>	第23条 第17条第1項の規定により港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合における <u>第13条、第15条の2、第15条の3第1項、第16条の2、第16条の4、第16条の5第3項、第16条の6及び第16条の8の規定の適用については、第13条、第16条の2、第16条の4、第16条の5第3項及び第16条の6中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「指導」とあるのは「物件の移転又は撤去に係る指導」と、第15条の3第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「この条例の規定による許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな</u>

旧	新
第16条の2第1項の許可に、市長は」とする。 (目的外使用の使用料) 第24条 <u>別表第2に掲げる港湾施設として公共用に供している行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、同表に掲げる額(当該使用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額)の使用料を徴収する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、自動販売機、売店その他市長が別に定めるものの設置のために同項の行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、市長が別に定める額の使用料を徴収する。</u>	<u>条件を付し、又は行為の中止、工作物若しくは物件の移転若しくは撤去、港湾施設の原状回復若しくは返還その他必要な措置」とあるのは「物件の移転又は撤去」と、第16条の8中「市長は、第16条の2第1項及び」とあるのは「指定管理者は第16条の2第1項の許可に、市長は」とする。</u> (目的外使用の使用料) 第24条 <u>別表第2に掲げる港湾施設として公共用に供している行政財産を自動販売機、売店その他市長が別に定めるものの設置のために地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、市長が別に定める額の使用料を徴収する。</u> (罰則) 第25条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u> (1) <u>第15条の3第1項の規定による移転又は撤去の命令に違反した者</u> (2) <u>第15条の3第1項の規定による命令に違反した者(第7条第1項の規定に違反して権利譲渡等を行つ</u>

旧	新
(罰則) <u>第25条</u> 詐欺その他不正の行為により第9条、第16条の7第1項若しくは第2項若しくは前条の使用料又は第16条の7第3項の占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科す	<u>た者並びに同条第2項の規定に違反して権利譲渡等を受けた者及び権利譲渡等に係る港湾施設の使用収益を行つた者に限る。)</u> <u>第26条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u> (2) <u>第15条の3第1項の規定による命令に違反した者(前条第1号及び第2号に該当する者を除く。)</u> (両罰規定) <u>第27条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 (過料) <u>第28条</u> 詐欺その他不正の行為により第9条第1項、第16条の7第1項若しくは第2項若しくは地方自治法第238条の4第7項の規定による許可をして使用させる場合の使用料又は第9条第2項若しくは第16条の7第3項の占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍

旧	新
る。 2 詐欺その他不正の行為により第9条の使用料(国有港湾施設に係る港湾法第44条第1項の料金に限る。)の徴収を免れた者に対しては、5万円以下の過料を科する。 第26条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項又は第16条の6第1項の規定に違反して利用の許可を得ないで港湾施設を利用した者 (2) 第16条の2第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) 第16条の3の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (4) 第16条の10第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者 2 港湾施設(緑地を除く。)を利用する者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 不正の手段をもつて利用の許可を受けた者 (2) 許可の範囲を超えて港湾施設を利用した者 (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の許可に付した条件に違反した者 第27条 (略)	に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科する。 2 詐欺その他不正の行為により第9条第1項の使用料(国有港湾施設に係る港湾法第44条第1項の料金に限る。)の徴収を免れた者に対しては、5万円以下の過料を科する。 第29条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 第3条第1項、第4条の2第1項又は第16条の6第1項の規定に違反して許可を得ないで港湾施設の利用又は占有をした者 (2) 第16条の2第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) 第16条の3の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 (4) 第16条の10第1項又は第2項の規定による命令に違反した者 2 港湾施設(緑地を除く。)の利用又は占有をする者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料を科する。 (1) 不正の手段をもつて利用の許可等を受けた者 (2) 利用の許可等の範囲を超えて港湾施設の利用又は占有をした者 (3) 第2章若しくは第2章に基づく規則の規定又は利用の許可等に付した条件に違反した者 第30条 (略)

3. 令和7年度組織編成案

□ : 新設 — : 変更 × : 廃止

令和6年度（令和6年4月1日現在）	令和7年度編成案
2理事 6部 21課 254名	2理事 6部 21課 255名
局 長	局 長
理 事 2	理 事 2
— 総 務 部 77	— 総 務 部 77
— 総 務 課 9	— 総 務 課 9
— 財 務 課 8	— 財 務 課 8
— 課長※財産活用 4	— 課長※財産活用 4
— 客船事務所 55	— 客船事務所 55
— 港湾振興部 43	— 港湾振興部 <u>44</u>
— 港湾管理課 9	— 港湾管理課 <u>8</u>
— 港湾企画課 6	— 港湾企画課 <u>8</u>
— 港 営 課 16	— 港 営 課 16
— 物流推進課 11	— 物流推進課 11
— 港湾計画部 26	— 港湾計画部 26
— 計 画 課 13	— 計 画 課 <u>10</u>
— 再整備計画課 5	— 事業推進課 <u>9</u>
— みなと環境政策課 7	— みなと環境政策課 <u>6</u>
— 港湾建設部 65	— 港湾建設部 65
— 維 持 課 22	— 維 持 課 22
— 補 償 課 3	— 補 償 課 <u>2</u>
— 工 務 課 14	— 工 務 課 14
— 東部建設課 11	— 東部建設課 11
— 施 設 課 14	— 施 設 課 <u>15</u>
— アイランドシティ事業部 24	— アイランドシティ事業部 24
— 事業管理課 11	— 事業管理課 11
— 計画調整課 12	— 計画調整課 12
— 空港振興部 16	— 空港振興部 16
— 空港企画課 5	— 空港企画課 5
— 空港対策課 5	— 空港対策課 5
— 空港整備推進課 5	— 空港整備推進課 5